

指 示

平成25年11月12日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年10月23日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県柏市、我孫子市、白井市及び栄町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並び

に与田浦川を除く。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5. 手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）において採捕されたぎんぶな及びこいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
6. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。